

北海道告示第10685号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 私立高等学校等授業料軽減事業 経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図るため、道内に私立高等学校(全日制に限る。)、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程を設置している学校法人(私立学校法(昭和24年法律270号)第3条及び第64条第4項に規定する法人をいう。)が行う授業料軽減事業について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立高等学校、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程を設置する学校法人が行う授業料軽減事業に要する経費	定額	総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課		